

住宅扶助について

平成25年11月22日

厚生労働省社会・援護局保護課

住宅扶助について

○ 住宅扶助の概要

住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代等や、補修費等住宅維持費を給付するもの。

(1) 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額 (月額)	補修費等住宅維持費の額 (年額)
1 級 地 及 び 2 級 地		13,000円以内	117,000円以内
3 級 地		8,000円以内	

(2) 特別基準額

家賃、間代、地代等については、当該費用が上記の額を超えるときは、都道府県、指定都市、中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額(限度額)の範囲内の額とする。

ただし、限度額によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定することができる。

$$\text{複数人世帯等の特別基準} = \text{限度額} \times 1.3$$

$$\text{7人以上世帯の特別基準} = \text{限度額} \times 1.3 \times 1.2$$

○ 特別基準額の見直しについて

家賃物価の動向や被保護世帯の支払家賃の実態等を勘案して改定。

(3) その他

○敷金・礼金等

被保護者が、病院・施設から退院・退所するに際して帰住する住居がない場合や、退職等により社宅から転居する場合など、転居に際して敷金や礼金、火災保険料等を必要とする場合は、上記(2)に定める額の3倍の範囲内で認定することができる。

○契約更新料等

被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料や更新手数料、火災保険料等を必要とする場合は、上記(2)に定める額の範囲内で必要な額を認定することができる。

(4) 住宅維持費

被保護者が、現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修等をする場合に給付する。

(参考)

○住宅の状況別被保護世帯数

(単位:世帯数)

	総世帯	借家・借間 以外世帯	借家・借間世帯								
				公営住宅世帯			その他の世帯				
				1人世帯	2~6人 世帯	7人以上 世帯	1人世帯	2~6人 世帯	7人以上 世帯		
総数	1,469,290	227,069	1,242,221	248,435	155,762	91,989	684	993,786	765,834	226,486	1,466
構成割合	100.0%	15.5%	84.5%	16.9%	10.6%	6.3%	0.0%	67.6%	52.1%	15.4%	0.1%

出典:被保護者全国一斉調査(基礎調査)(平成23年7月現在)

※「公営住宅等」とは、公営住宅のほかに、公的機関が住宅に困窮する低所得者向けに低廉な家賃で住宅を供給するもの

(例:地方公共団体が低所得者向けに一般の民間アパート等を借り上げて貸与する住宅、改良住宅、雇用促進事業団及び雇用・能力開発機構が設置した身体障害者向け住宅)

住宅扶助特別基準額(平成25年度)

		1、2級地			3級地		
		限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2~6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)	限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2~6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)
1	北海道	29,000	37,000	45,000	24,000	31,000	38,000
2	青森県	-	-	-	23,100	31,000	37,000
3	岩手県	-	-	-	25,000	33,000	39,000
4	宮城県	35,000	45,100	55,000	28,000	37,000	45,000
5	秋田県	-	-	-	28,000	37,000	45,000
6	山形県	31,000	40,000	48,000	28,000	37,000	45,000
7	福島県	31,000	41,000	49,000	29,000	38,000	45,000
8	茨城県	35,400	46,000	55,000	35,400	46,000	55,200
9	栃木県	32,000	41,800	50,000	32,200	41,800	50,200
10	群馬県	34,200	44,500	53,400	30,700	39,900	47,900
11	埼玉県	47,700	62,000	74,400	41,500	53,900	64,700
12	千葉県	46,000	59,800	71,800	37,200	48,400	58,100
13	東京都	53,700	69,800	83,800	40,900	53,200	63,800
14	神奈川県	46,000	59,800	71,800	43,000	56,000	67,000
15	新潟県	31,800	41,000	49,700	28,000	36,400	43,700
16	富山県	29,000	38,000	46,000	21,300	27,700	33,200
17	石川県	33,100	43,000	52,000	31,000	40,100	48,100
18	福井県	32,000	41,000	49,000	24,600	32,000	38,400
19	山梨県	28,400	36,900	44,300	28,400	36,900	44,300
20	長野県	37,600	48,900	58,700	31,800	41,300	49,600
21	岐阜県	32,200	41,800	50,200	29,000	37,700	45,200
22	静岡県	37,000	48,000	58,000	37,200	48,300	58,000
23	愛知県	37,000	48,100	58,000	36,000	46,600	56,000
24	三重県	35,200	45,800	55,000	33,400	43,400	52,100
25	滋賀県	41,000	53,000	63,000	39,000	50,700	60,800
26	京都府	41,000	53,000	64,000	38,200	49,700	59,600
27	大阪府	42,000	55,000	66,000	30,800	40,000	48,000
28	兵庫県	42,500	55,300	66,400	32,300	42,000	50,400
29	奈良県	40,000	52,000	63,000	35,700	46,000	55,000
30	和歌山県	-	-	-	29,800	38,800	46,600
31	鳥取県	36,000	46,000	56,000	34,000	44,000	53,000
32	島根県	35,000	46,000	55,000	28,200	37,000	44,000
33	岡山県	34,800	45,000	54,000	30,000	40,000	48,000
34	広島県	35,000	46,000	55,000	33,000	43,000	52,000
35	山口県	31,000	40,000	48,000	28,200	37,000	45,000
36	徳島県	29,000	38,000	45,000	28,000	36,000	43,000
37	香川県	-	-	-	33,000	43,000	52,000
38	愛媛県	-	-	-	27,000	35,000	42,000
39	高知県	-	-	-	26,000	34,000	41,000
40	福岡県	32,000	41,100	49,300	26,500	34,400	41,300
41	佐賀県	30,300	39,400	47,300	28,200	37,000	44,000
42	長崎県	29,000	37,600	45,000	28,000	36,400	44,000
43	熊本県	30,200	39,200	47,000	26,200	34,100	41,000
44	大分県	27,500	35,700	42,800	26,600	34,600	42,000
45	宮崎県	-	-	-	23,000	29,700	36,000
46	鹿児島県	-	-	-	24,200	31,500	38,000
47	沖縄県	32,000	41,800	50,000	32,000	41,000	49,000

		1、2級地			3級地		
		限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2~6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)	限度額 (単身世帯)	1.3倍額 (2~6人世帯)	1.3×1.2倍額 (7人以上世帯)
48	札幌市	36,000	46,000	56,000	-	-	-
49	仙台市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
50	さいたま市	47,700	62,000	74,400	-	-	-
51	千葉市	45,000	59,000	71,000	-	-	-
52	横浜市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
53	川崎市	53,700	69,800	83,800	-	-	-
54	相模原市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
55	新潟市	35,500	46,200	55,400	-	-	-
56	静岡市	39,000	51,000	61,000	-	-	-
57	浜松市	37,700	49,000	59,000	-	-	-
58	名古屋市	35,800	46,600	56,000	-	-	-
59	京都市	42,500	55,000	66,000	-	-	-
60	大阪市	42,000	54,000	64,000	-	-	-
61	堺市	40,000	52,000	62,000	-	-	-
62	神戸市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
63	岡山市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
64	広島市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
65	北九州市	31,500	40,900	49,000	-	-	-
66	福岡市	37,000	48,000	58,000	-	-	-
67	熊本市	31,100	40,400	49,000	-	-	-
68	旭川市	28,000	36,000	44,000	-	-	-
69	函館市	29,000	37,000	45,000	-	-	-
70	青森市	31,000	40,300	48,000	-	-	-
71	盛岡市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
72	秋田市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
73	郡山市	-	-	-	30,000	39,000	47,000
74	いわき市	-	-	-	30,000	40,000	48,000
75	宇都宮市	38,100	49,500	59,400	-	-	-
76	前橋市	34,200	44,500	53,400	-	-	-
77	高崎市	34,200	44,500	53,400	-	-	-
78	川越市	47,000	61,000	73,000	-	-	-
79	船橋市	46,000	59,800	71,000	-	-	-
80	柏市	45,000	59,000	71,000	-	-	-
81	横須賀市	46,000	59,800	71,800	-	-	-
82	富山市	30,000	39,000	47,000	-	-	-
83	金沢市	34,000	44,000	53,000	-	-	-
84	長野市	37,600	48,900	58,700	-	-	-
85	岐阜市	32,000	41,600	50,000	-	-	-
86	豊橋市	38,000	49,000	59,000	-	-	-
87	豊田市	37,400	48,600	58,300	-	-	-
88	岡崎市	37,000	48,000	57,000	-	-	-
89	大津市	41,000	53,000	63,000	-	-	-
90	高槻市	42,000	54,000	65,000	-	-	-
91	東大阪市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
92	豊中市	42,000	55,000	66,000	-	-	-
93	姫路市	40,000	51,000	62,000	-	-	-
94	西宮市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
95	尼崎市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
96	奈良市	42,500	55,300	66,400	-	-	-
97	和歌山市	35,000	45,000	54,000	-	-	-
98	倉敷市	35,000	46,000	55,000	-	-	-
99	福山市	35,100	46,000	55,000	-	-	-
100	下関市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
101	高松市	41,000	53,000	64,000	-	-	-
102	松山市	32,000	42,000	50,000	-	-	-
103	高知市	32,000	42,000	50,000	-	-	-
104	久留米市	32,000	41,100	49,300	-	-	-
105	長崎市	30,000	39,000	47,000	-	-	-
106	大分市	31,000	40,000	48,000	-	-	-
107	宮崎市	29,500	38,300	46,000	-	-	-
108	鹿児島市	31,600	41,100	49,300	-	-	-

住 宅 扶 助 に 関 す る 意 見

平成25年度予算執行調査結果(財務省平成25年7月26日)

厚生労働省においては(中略)住宅扶助のあり方について、社会保障審議会生活保護基準部会等の場において検討を開始する必要がある。

また、その際には、被保護者等を劣悪な施設に集めて住ませ、その意に反して利用料を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」に対する規制の要否・あり方についても検討が求められる。

平成25年度予算編成に向けた考え方(財政制度等審議会平成25年1月21日)

④ 住宅扶助

イ) 住宅扶助のあり方

住宅扶助基準について、一般低所得者の家賃実態との均衡を図り、(中略)の引き下げを視野に入れた専門的・技術的検証を実施すべきである。(以下略)

ロ) 住宅扶助基準の改定方式

住宅扶助基準の改定方式としては、(中略)、近年は、家賃水準の下落傾向にもかかわらず、住宅扶助基準が据え置かれている。一般低所得者の家賃実態との均衡を継続的に図る観点から、住宅扶助基準と家賃CPIとの連動性を高めるべきである。(以下略)

《参考》住宅の家賃等に関する統計調査

平成20年住宅・土地統計調査(総務省)

《概要》

「住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。」(総務省HPより抜粋)

《調査頻度》

5年に1度調査。(公表されている最新のデータは平成20年調査であり、現在次の平成25年調査が実施されている。)

《調査対象》

約350万住戸・世帯。

《調査時点》

平成20年10月1日現在。

《主な調査内容》

- ① 住宅等 (室数及び広さ、所有関係、敷地面積)
- ② 住宅 (構造、階数、建て方、種類、家賃又は間代、建築時期、床面積、建築面積、設備)
- ③ 世帯 (世帯主又は世帯代表者の氏名、種類、構成、年間収入)
- ④ 家計を主に支える世帯員・世帯主 (従業上の地位、通勤時間、入居時期、前住居、別世帯の子)
- ⑤ 住環境
- ⑥ 現住居以外の住宅・土地 (所有関係、所在地、面積、利用)